

◎ 刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）（第一条関係）（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（侮辱） 第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p>	<p>（侮辱） 第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>	<p>（侮辱） 第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p>

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（拘禁刑）</p> <p>第十二条 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とする。</p> <p>2 拘禁刑は、刑事施設に拘留する。</p> <p>〔削る〕</p> <p>（拘留）</p> <p>第十六条 拘留は、一日以上三十日未満とし、刑事施設に拘留する。</p> <p>〔削る〕</p> <p>（侮辱）</p> <p>第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公</p>	<p>（拘禁刑）</p> <p>第十二条 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とする。</p> <p>2 拘禁刑は、刑事施設に拘留する。</p> <p>3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</p> <p>2 拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</p> <p>（拘留）</p> <p>第十六条 拘留は、一日以上三十日未満とし、刑事施設に拘留する。</p> <p>（侮辱）</p> <p>第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公</p>	<p>（懲役）</p> <p>第十二条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上二十年以下とする。</p> <p>2 懲役は、刑事施設に拘留して所定の作業を行わせる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（拘留）</p> <p>第十六条 拘留は、一日以上三十日未満とし、刑事施設に拘留する。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（侮辱）</p> <p>第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公</p>

然と人を侮辱した者は、**拘留又は科料**に処する。

然と人を侮辱した者は、**一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料**に処する。

然と人を侮辱した者は、**拘留又は科料**に処する。

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（遵守事項等）</p> <p>第七十四条 刑事施設の長は、被収容者が遵守すべき事項（以下この章において「遵守事項」という。）を定める。</p> <p>2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。</p> <p>一 犯罪行為をしてはならないこと。</p> <p>二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。</p> <p>三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。</p> <p>四 刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。</p> <p>五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。</p>	<p>（遵守事項等）</p> <p>第七十四条 刑事施設の長は、被収容者が遵守すべき事項（以下この章において「遵守事項」という。）を定める。</p> <p>2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。</p> <p>一 犯罪行為をしてはならないこと。</p> <p>二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。</p> <p>三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。</p> <p>四 刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。</p> <p>五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。</p>	<p>（遵守事項等）</p> <p>第七十四条 刑事施設の長は、被収容者が遵守すべき事項（以下この章において「遵守事項」という。）を定める。</p> <p>2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。</p> <p>一 犯罪行為をしてはならないこと。</p> <p>二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。</p> <p>三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。</p> <p>四 刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。</p> <p>五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。</p>

六 刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

七 刑事施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

八 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。

九 正当な理由なく、**第八十六条第一項各号、第九十三条又は第九十四条に規定する指導を拒んではならないこと。**

十 前各号に掲げるもののほか、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項

項

十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又は第九十六条第四項（第九十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

3 前二項のほか、刑事施設の長又はその指定する職員は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被收容

六 刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

七 刑事施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

八 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。

九 正当な理由なく、**第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、第九十三条若しくは第九十四条に規定する指導を拒んではならないこと。**

十 前各号に掲げるもののほか、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項

項

十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又は第九十六条第四項（第九十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

3 前二項のほか、刑事施設の長又はその指定する職員は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被收容

六 刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

七 刑事施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

八 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。

九 正当な理由なく、**第九十二条若しくは第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十五条第一項各号、第九十三条若しくは第九十四条に規定する指導を拒んではならないこと。**

十 前各号に掲げるもののほか、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項

項

十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又は第九十六条第四項（第九十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

3 前二項のほか、刑事施設の長又はその指定する職員は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被收容

者に対し、その生活及び行動について指示
することができる。

(矯正処遇)

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、
第九十三条に規定する作業を行う機会を
与え、並びに第百三条及び第百四条に規定す
る指導を行う。

2 矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標
並びにその基本的な内容及び方法を受刑者
ごとに定める矯正処遇の実施の要領をい
う。以下この条及び次条第一項において同
じ。）に基づいて行うものとする。

3 処遇要領は、法務省令で定めるところに
より、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮
し、その資質及び環境の調査の結果に基づ
き、できる限り速やかに定めるものとし、
矯正処遇の目標並びに第九十三条に規定す
る作業並びに第百三条及び第百四条に規定
する指導ごとの内容及び方法をできる限り
具体的に記載するものとする。

4 処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望
を参酌して定めるものとする。これを変更

者に対し、その生活及び行動について指示
することができる。

(矯正処遇)

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、
第九十三条に規定する作業を行わせ、並び
に第百三条及び第百四条に規定する指導を
行う。

2 矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標
並びにその基本的な内容及び方法を受刑者
ごとに定める矯正処遇の実施の要領をい
う。以下この条及び次条第一項において同
じ。）に基づいて行うものとする。

3 処遇要領は、法務省令で定めるところに
より、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮
し、その資質及び環境の調査の結果に基づ
き、できる限り速やかに定めるものとし、
矯正処遇の目標並びに第九十三条に規定す
る作業並びに第百三条及び第百四条に規定
する指導ごとの内容及び方法をできる限り
具体的に記載するものとする。

4 処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望
を参酌して定めるものとする。これを変更

者に対し、その生活及び行動について指示
することができる。

(矯正処遇)

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、
第九十二条又は第九十三条に規定する作業
を行わせ、並びに第百三条及び第百四条に
規定する指導を行う。

2 矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目標
並びにその基本的な内容及び方法を受刑者
ごとに定める矯正処遇の実施の要領をい
う。以下この条及び次条第一項において同
じ。）に基づいて行うものとする。

3 処遇要領は、法務省令で定めるところに
より、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮
し、その資質及び環境の調査の結果に基づ
き定めるものとする。

4 処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望
を参酌して定めるものとする。これを変更

しようとするときも、同様とする。

5 刑事施設の長は、第二項の規定にかかわらず、処遇要領を定めるまでの間は、受刑者の年齢、その時点において把握している資質及び環境を考慮し、必要と認められる範囲内において、法務省令で定めるところにより、矯正処遇を行うものとする。

6 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。

(受刑者の作業)

第九十三条 刑事施設の長は、受刑者が希望するときは、その受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる作業を行う機会を与えるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないとき、この限りでない。

(労役場留置者の処遇)

第二百八十八条 労役場に留置されている者

しようとするときも、同様とする。

5 刑事施設の長は、第二項の規定にかかわらず、処遇要領を定めるまでの間は、受刑者の年齢、その時点において把握している資質及び環境を考慮し、必要と認められる範囲内において、法務省令で定めるところにより、矯正処遇を行うものとする。

6 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。

(受刑者の作業)

第九十三条 刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないとき、この限りでない。

(労役場留置者の処遇)

第二百八十八条 労役場に留置されている者

しようとするときも、同様とする。

[新設]

5 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。

(禁錮受刑者等の作業)

第九十三条 刑事施設の長は、禁錮受刑者(刑事施設に収容されているものに限る。以下この節において同じ。)又は拘留受刑者(刑事施設に収容されているものに限る。)が刑事施設の長の指定する作業を行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、その作業を行うことを許すことができる。

(労役場留置者の処遇)

第二百八十八条 労役場に留置されている者

(以下「労役場留置者」という。)に行わせる作業は、労役場留置者ごとに、当該労役場が附置された刑事施設の長が指定する。

2 労役場が附置された刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

3 前二項に定めるもののほか、労役場留置者の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の受刑者に関する規定を準用する。この場合において、第七十四条第二項第九号中「第八十六条第一項各号、**第百三条又は第百四条**に規定する指導を拒んではならない」とあるのは、「**第二百八十八条**第一項に規定する作業を怠ってはならない」と読み替えるものとする。

(以下「労役場留置者」という。)に行わせる作業は、労役場留置者ごとに、当該労役場が附置された刑事施設の長が指定する。

2 労役場が附置された刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

3 前二項に定めるもののほか、労役場留置者の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の受刑者に関する規定を準用する。この場合において、第七十四条第二項第九号中「**第九十三条**に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、**第百三条若しくは第百四条**に規定する指導を拒んではならない」とあるのは、「**第二百八十八条**第一項に規定する作業を怠ってはならない」と読み替えるものとする。

(以下「労役場留置者」という。)の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の懲役受刑者に関する規定を準用する。